

水道の水漏れにご注意ください

寒波による漏水が発生しやすい季節となりました。漏水を防止するためにも水道管等の保温を行いましょう。なお、漏水した水も料金の対象になりますので、時々点検をすることをお勧めします。

点検の方法

○水道の蛇口を全部閉めます。

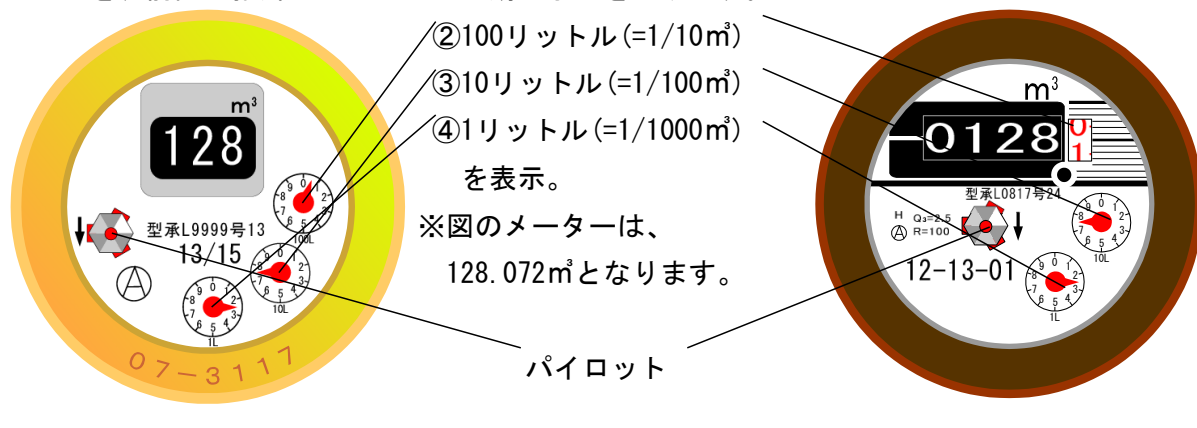
○メーターのふたをあけてパイロットをみます。

パイロット（銀色の六角形のもの）が回ってなければメーターより自宅側での漏水はしていません。もしパイロットが回っているときは、漏水の疑いがありますので、勝央町指定給水装置工事事業者水道メーターより宅内の漏水については、利用者の責任により修繕をしてください。

メーターの読み方

① 「 m^3 （立方メートル=1,000リットル）」単位。水道料金はこの m^3 単位で計算しています。

※これを、前回の指針と差し引いて当期の水量を量ります。



漏水の疑いがある時とは・・・

□水道管の通っている付近の地面がいつもじめじめしていないか？

□水道を使っていないのに、蛇口や壁に耳を当てるとシューッと水の流れるような音がするか？

□水洗トイレタンク・全自動洗濯機・ボイラー・太陽熱温水器等、水道につながった機器に水漏れはないか？

○埋設管漏水による料金の減額について

漏水時には地下等埋設管に限り、料金が減額対象となる場合があります。

町指定給水装置工事事業者で修繕された後、施工前後の写真を添付して申請してください。

なお、減額認定後、1年間は次の認定はできませんのでご注意ください。